

平成 30（2018）年度実施 自己点検・評価

大阪樟蔭女子大学
自己点検・評価報告書

●平成 29（2017）年度●

平成 31（2019）年 3 月

自己点検・評価員会

目 次

基準1 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

基準2 学生

- 2-1. 学生の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2-2. 学修支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-3. キャリア支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2-4. 学生サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2-5. 学修環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2-6. 学生の意見・要望への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

基準3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3-2. 教育課程及び教授方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3-3. 学修成果の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

基準4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4-2. 教員の配置・職能開発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4-3. 職員の研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4-4. 研究支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

基準5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5-2. 理事会の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 5-4. 財務基盤と収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 5-5. 会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

基準6. 教員・職員

- 6-1. 内部質保証の組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

6－3. 内部質保証の機能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

独自基準設定と自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

独自基準1 地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能を強化する

独自基準2 大学後援会との一層の協力

基準1 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

基準1-1 使命・目的及び教育目的の設定

評価の視点

- ①意味・内容の具体性と明確性
- ②簡潔な文章化
- ③個性・特色の明示
- ④変化への対応

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

「樟蔭学園はこのときにあたり、知情意兼備の豊かな母性が
女性の充実した人生も、地球の明るい未来も
ともに約束するという信念に基づき女子教育を志す

若々しき知性よ、この無窮の大空を翔けよ
優しき虹の環をもって地球を包め
志は玉よりも清らかに、笑顔は花よりも美しく

ここ樟の葉蔭に集う人々よ、いざともに手を携え
真理と正義の大道をまっすぐに進もう
徳は孤ならず、人類の平和と繁栄は必ずこの道より始まる」

この建学の精神は、樟蔭学園の創立者である森平蔵の創立当時の思いを文章化したものです。

本学園の前身である樟蔭高等女学校が設立された大正6年、当時の女子教育の状況は、大正デモクラシーの進展もあって高等女学校への進学率が急速に高まり、大変な入学難を呈しておりました。特に大阪では女子のための中・高等教育機関が少なく、進学志望の小学生は狭き門を突破するため、非常な受験勉強を強いられていました。

実業家であった森平蔵は、こうした児童・生徒の心身発達の過程上、悪影響を及ぼしかねない不毛の受験勉強を憂い、さらに狭き門から生じる偏った秀才教育に異を唱えて、内容の充実した質の高い女子教育を推進するため、巨額の私財を投じて私立樟蔭高等女学校を設立致しました。

このような創立者の熱き思いを反映するように、樟蔭高等女学校では、当時の女子教育に手薄であった教養教育の充実を図り、高い教養を持ち一人の人間として真に成熟した女性を育成することを目的として、最高の教育環境と設備が整えられました。

そして、その精神を踏まえて大正14年に当時の女子の最高教育機関であった女子専門学校を設立、戦後の学制改革等を経て幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院からなる女子の総合学園として発展して参りました。

本学では、いつの時代も「『高い知性』と『豊かな情操』を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成を目指す。」という建学の精神の主旨を大切に受け継ぎ、それは確固た

る校風としても熟成されてきました。そして、これからも建学の精神を中核とし、最高の教育環境の創造により一層邁進して参ります。

大学グランドデザインの策定に向けた検討の開始

グローバル化や少子化・高齢化等の社会の急激な変化に対応し、2050年（30余年後）にも存在する大学であるために、ある程度長期的な視点で先を見据え（グランドデザイン）、「どういう大学でありたいか」というビジョンと、その実現に向けた中長期計画の策定に向け、学長を中心としたプロジェクトをスタートさせました。

【自己評価】

本学ならびに本学園が創立以来、いつの時代においても「『高い知性』と『豊かな情操』を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成」を「建学の精神」としていることが明確に示されている。

加えて、グローバル化や少子高齢化といった社会の課題に対応すべく、2030年の大学のあるべき姿を見据えて、グランドデザイン“美 Beautiful”を策定したことは特筆されるべきであろう。

しかしながら、本学が近年掲げる、育成する人材像（1. 自律的な生き方ができる人、2. 「知恵」を身につけた人、3. 人間関係の要となる人）への言及がなされていない点については、記載として不十分と判断される。

基準1-2 使命・目的及び教育目的の反映

評価の視点

- ①役員、教職員の理解と支持
- ②学内外への周知
- ③中長期的な計画への反映
- ④三つのポリシーへの反映
- ⑤教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

児童教育学部児童教育学科の収容定員増加と新たな教職課程設置の推進

2015、2016年度に引き続き経営戦略本部会議の下に委員会を設置し、児童教育学部の改革を推進しました。

教育の連続性を理解し専門的知識と幅広い教養を備えた人材を輩出することで地域社会へ貢献することを目的として、児童教育学部児童教育学科の収容定員を増加するため、収容定員に係る学則変更認可申請書を提出しました。

また、義務教育学校の制度化と、昨今のグローバル化に対応した英語教育の充実と連続性の観点から、新たに中学校教諭免許課程（英語）を設置するため、教職課程認定申請を行いました。

【自己評価】

社会における義務教育における連続性やグローバル化に対応した英語教育の充実といった点に注目が集まる中、本学の教育目的を推進すべく、児童教育学部における収容定員増と新たな教職課程（中学校英語）設置への取組みを推進したことは評価されて良いであろう。

なお、本学の使命・目的や教育目的について、評価の視点②「学内外への周知」や、評価の視点③「中長期的な計画への反映」、評価の視点④「三つのポリシーへの反映」といった点に関しては、記述が無いため評価不能である。

ただし、大学や学園のホームページや『学園要覧』・大学パンフレットなどによって、「建学の精神」をはじめとして、育成する人材像や3ポリシーの周知を図っていることを記載することは可能であろう。なお、2017年度は学園創立100周年にあたり、100周年記念事業（記念式典など）において、教職員をはじめ同窓生や関係者に対して、大学ならびに学園の使命・目的とするところを、理事長・学長が明確なメッセージとして発信し、周知を図ったことが特記されるべきであろう。

加えて、今後記載するに際しては、使命や教育目的の長期計画や3ポリシーへ反映状況（評価の視点③④）や教育研究組織との整合性（評価の視点⑤）について留意する必要がある。

基準 2 学生

領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

基準 2-1 学生の受け入れ

評価の視点

- ①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

アドミッションポリシーを機軸に入試選抜方法等を見直し強化する。

A0 入試について、入学してからのミスマッチが起きないように、学びの内容やアドミッションポリシーをよく理解して受験してもらえような試験に変更しました。結果としては、A0 入試で受験者数が前年度対比で大きく減少しましたが、将来につながるものとして方向性は間違っていないと考えます。

また、本年度内に翌年度以降の入試内容やその体制の見直しもすすめ、A0 入試について時期や受験方式をあらためることとし、地方会場入試について不採算会場を取り止めて選択と集中をすすめていくこととしました。さらに、ファミリー入試、内部高校特別推薦入試、協定高校の特別推薦入試の実施方法、制度及び広報を見直すことができ、翌年度以降に受験者増を実現すべく基盤整理を行いました。

「次期層（樟蔭未知層）」（高校 1、2 年生）を「興味・関心層」へ移行できるように一定事前投資（注力）の比率を高める。

高校 1、2 年生への高校出張ガイダンスを増加展開して早期・対面の機会を持ち、樟蔭の認知の機会を増やしました。【入試広報課】

【自己評価】

評価の視点①「教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」に関しては、パンフレットやホームページによって周知がなされているが記載がない。

評価の視点②「アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証」に関わっては、アドミッション・ポリシーを機軸とし、入試選抜方法等を見直してきたことは評価される。具体的には、A0 入試において、入学してからのミスマッチが起きないよう試験方法に変更が加えられた。結果としては、A0 入試で受験者数が前年度対比で大きく減少したものの、将来につながるものとして方向性は間違っていない。一方、本年度内に翌年度以降の入試内容やその体制の見直しもすすめ、A0 入試について時期や受験方式をあらためることとし、地方会場入試について不採算会場を取り止めて選択と集中を進めている。さらに、ファミリー入試、内部高校特別推薦入試、協定高校の特別推薦入試の実施方法、制度及び広報を見直し、翌年度以降に受験者増を実現すべく基盤整理を行ったことは評価される。

評価の視点③「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」に関しては、「次期層（樟蔭未知層）」（高校 1、2 年生）を「興味・関心層」へ移行できるように一定事前投資（注

力)の比率を高めている。加えて、高校1、2年生への高校出張ガイダンスを増加展開して早期に対面する機会を持ち、樟蔭の認知の機会を増やしている点も評価できよう。

基準 2-2 学修支援

評価の視点

- ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

初年次教育・学科基礎科目の教育内容の定着を目指した全学的なリメディアル教育の実施

初年次教育科目「アカデミック・スキルズ」と連動する「ライティング・ヘルプ・デスク」担当の専任教員が採用され、2016年度まで週1回のデスク開設であった状況が、火曜～金曜の10時40分～12時55分・13時50分～16時10分を基本に（休憩時間と担当教員の授業時間を除く）常時開設する体制が整いました。そして春期には「ライティング・ヘルプ・デスク」開室率の35.5%の稼働率となりました。特に、学期末の各教科の課題が提示される時期になると稼働率が上がりました。学生にとっては、「レポート作成の頼れる場所」との認識が出来上がりつつあるようです。ただ逆に、他の時期にも有効に活用してもらえよう仕掛けを今後検討する必要があります。他のリメディアル教育に関しては未検討のままとなっていますが、入学前学習サポートの取組み結果、とりわけWebドリル式の学習課題（「e-learningくする」）の取組み結果を検討し、本学に必要なリメディアル教育の内容について、今後検討を進めていきます。

【自己評価】

まず、評価の視点①「教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」に関しては、これまで整備してきた各種オリエンテーション、アドバイザー制度、オフィスアワー等の仕組みに加え、2015年に開設したサポートスクエアを中心として、全学年にわたる漏れのない学修支援体制を整備している。新たに、学生の文章表現力向上を目的とするライティング・ヘルプ・デスクをサポートスクエアに併設し、学修支援体制の機能の充実に図っている点を記載すべきである。

次に、評価の視点②「学修支援の充実」に向け、本学では、従来のLA(ラーニングアシスタント)による授業補助の仕組み等に加え、初年次教育・学科基礎科目の教育内容の定着を目指した全学的なリメディアル教育を充実させてきている。その新たな試みの一つとして、初年次教育科目「アカデミック・スキルズ」と連動するライティング・ヘルプ・デスク担当の専任教員の採用が挙げられる。これに伴い、2016年度まで週1回のデスク開設であった状況が、平日に常時開設へと整備された。春期にはライティング・ヘルプ・デスクの稼働率が35.5%となり、学期末の各教科の課題が提示される時期になると稼働率が上昇した。学生にとっては、「レポート作成の頼れる場所」との認識が出来上がりつつあると評価できる。その他のリメディアル教育に関しては、入学前学習サポートの取組みの中でも、Webドリル式の学習課題（「e-learningくする」）による成果を検証し、本学に必要なリメディアル教育の内容について、いっそうの改善を図りつつある。

基準 2-3 キャリア支援

評価の視点

①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

キャリアデザイン構築と就業力育成のためのキャリア教育プログラム内容の見直し

「キャリア設計」、「キャリア開発」、「キャリア研究」の科目担当者間で、授業内容の振り返り、シラバス・テキストの修正、意見交換を実施しました。特に「キャリア設計」、「キャリア開発」は、共通のテキストを用いることで毎回の授業の指標が明確になり、どの学生にも共通の指導が可能となりました。また、授業の2回目と最後の授業で「社会で働くために必要な基礎力」を自己評価しグラフ化することで、自己の成長を確認する機会を設けていました。

インターンシップ（正課・正課外）の充実と、PBL教育への取り組み

正課のインターンシップ（就業体験型・学生提案型）に130名、化粧ファッション学科専攻科目のファッションインターンシップ（就業体験型・近鉄百貨店コラボ商品企画型）に42名の合計172名が履修し、就業意識を高めました。

また、「地元企業魅力発見・発掘プロジェクト」（就業型インターンシップ）を、8月に八尾市と大阪経済法科大学と本学の三者で、9月に東大阪市と本学とで短期集中型プログラムで実施し、地元の企業の魅力発見の機会を設け、実習終了後には、報告会を開催しました。

さらに、プロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL教育）の一環として、正課外で企業との連携講座（14名参加）を企画し、企業活動に触れる機会を提供しました。

就職活動において、インターンシップ参加学生と非参加学生を比較すると、参加学生の内定率は、6月の時点で41.0%、非参加学生の内定率は21.8%となっており、参加学生は、早期に希望する進路に内定を得ています。

【自己評価】

評価の視点①「教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備」に関しては、第一に、キャリアデザイン構築と就業力育成のためのキャリア教育プログラム内容の見直しが高く評価できる。例えば、キャリア教育関連の科目担当者間で意見交換が実施され、どの学生にも共通の指導が可能となるなど、キャリア教育の質保証に向けた対策が講じられている。

第二に、インターンシップ（正課・正課外）の充実と、各種PBL教育への取り組みを通じ、就業意識を高める支援体制が強化されている。就業体験型・学生提案型・近鉄百貨店コラボ商品企画型などの多彩なインターンシップ関連科目を、学生の14パーセントに相当する合計172名が履修した点は高く評価できる。じっさい、就職活動において、インターンシップ参加学生の方が非参加学生よりも早期に希望する進路に内定を得ているという学内データを考慮すれば、正課・正課外を問わず幅広い業界や年齢層とも関わる機会を一層拡充することが望まれる。

基準 2-4 学生サービス

評価の視点

① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

学生の福利厚生への支援

- a. 学生満足度調査等を利用し、学生の希望や実態に即した支援を行う。
- b. 学生が集える場所（学生ラウンジ、カフェラウンジ、食堂）等の改善について検討する。
「学生満足調査」や「キャンパスの声」に寄せられた投書をもとに、学生ラウンジ、カフェラウンジの利用時の配慮事項の周知や学生の要望に即時対応が可能な事柄に関しては改善しました。

学生相談支援体制の充実（障害のある学生に対する支援の推進）

- a. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い、障害を持つ学生及び学修上の困難を抱える学生への合理的配慮を提供できる学内連携体制を整備する。
- b. 大学構成員に対する障害の理解・啓発を促進する。
大阪樟蔭女子大学「障害学生支援に関する基本方針」を定め、学内連携体制ができました。大学協議会を経て教授会にて「学修困難を抱える学生への対応マニュアル」「修学上の合理的配慮の提供に関する流れ」を教員に周知しました。2017年度秋期から運用し6名に支援をしました。

下宿生への支援の充実

- a. 下宿生活に必要な日常生活上の知識、医療情報等を提供する等、支援内容に関するより一層の充実を図る。
- b. 下宿生同士の交流を促す機会を増やす。
2017年度は4月に学友会企画で下宿生パーティを行いました。掲示やキャンパスビジョンで周知し、昨年度より参加者が増えました。保健室が作成した近隣の医療機関MAPハンドブックを配布し、下宿生が突然の病気やけがに備えるために有用であると好評でした。年末にも学友会企画で交流会を行う予定でしたが、実施には至りませんでした。

課外活動へのサポート

- a. 課外活動の成果、社会的貢献等を学内外に周知し、より一層の活動の充実を促す。
ホームページのクラブ・同好会活動を一新し、各クラブ・同好会の活動実績を随時掲載しています。学内の学友会掲示板にも各クラブ・同好会の活動状況を掲示し、定期的に変更し広報
- b. 東大阪市、各種団体等と連携し、地域における課外活動の充実を図る。
東大阪市、各種団体等と連携し、各クラブ・同好会に協力依頼があった場合、積極的に参加しています。「長瀬川打ち水大作戦」「列車内ちかん追放キャンペーン」「イコーラムフェスタ」などに参加しました。

c. 学内施設が利用できない活動団体への支援を行う。

学内施設が利用できない団体の実態を把握しましたが、具体的な支援まで至っていません。今後も引き続き検討します。

学生の経済的支援の取組みの充実

a. 学内奨学金制度を再検討し、経済的な理由により修学困難な学生が勉学を継続できるように支援を行う。

本学奨学金の応募状況としては、2016年度57件、2017年度72件の申請がありました。学生委員会、奨学金選考委員会において現状の問題点を検討してきましたが、今後も継続審議していく予定です。

b. 学外の諸団体による奨学金の獲得を推進できるように情報提供、支援を行う。

各種団体奨学金の情報提供は、学内の奨学金掲示板で行っています。掲示内容を「給付」「貸与」とわかりやすく表示するなど工夫し、応募書類を提出するまで必要書類の確認や記入方法・内容の添削まできめ細やかにサポートをしました。その結果、新規採用を含め、8団体15名の採用がありました。

【自己評価】

安心したキャンパスライフを送れるようにするため、学生の福利厚生への支援として学生満足度調査などをもとに改善を行うことができています。

課外活動へのサポートとしては、事業報告書に記載はないが、「子育てカレッジ」「イキ×ラボ・チャレンジプロジェクト」など各種団体と連携し課外活動の充実を図ることができており、各学科の取組みについても表記が必要である。

学生の経済的支援の取組みとしては、学内奨学金制度の再検討を行い、学外の諸団体の奨学金を獲得すべく情報提供等を行えている。

また、1年次必修科目において出席状況を把握し、欠席が多くなりがちな学生の状況をラーニングサポートに情報提供し、アドバイザーが学生の欠席状況を早期に把握できる仕組みを構築し退学者の減少につながっている。

基準 2-5 学修環境の整備

評価の視点

- ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- ②実習施設、図書館等の有効活用
- ③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- ④授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

図書館体制の整備と充実

- a. 学生の図書館利用実態の把握とサービスの充実
- b. 学生が利用しやすい環境の整備
- c. 学生図書委員活動の促進

学生が「活動をひろげる場所」「学内で活躍できる（発表・発信する）場所」にすることを目標に、以下のことを行いました。

・図書館の環境整備

閲覧室のパソコン7台を新しくし、OSもWindows10にバージョンアップしました。このパソコンは学生の個人フォルダも図書館から見るできるようになり、情報処理室等と同じ環境で使用できレポートなどの作成に便利になりました。

・学生によるホール展示を実施

イキ×ラボ・チャレンジプロジェクト・プチチャレ「お聖さんとゆかいな仲間たち」によるパネル展示、児童学科による「安部ゼミ卒業制作展」などしました。

・学生図書委員会の活動を活性化

学生図書委員の活動として、閲覧室にて「7月うまれ。本うまれ。」「今夜読む夢」のテーマ展示をしました。また、図書館を巡りつつクイズに答える「図書館スタンプ小旅行」を試みました。

・学生の学びを支援するプロジェクトに参加

週刊読書人の協力のもと、若い書評家を育てるプロジェクトとして「書評キャンパス：大学生がススめる本」に書評を5件投稿しました。

なお、学生の利用促進につながるサービス向上のために、書庫内の検索用パソコンも新しいパソコンに交換し環境の整備をする予定です。

【自己評価】

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理は、ラウンジ、学生サロン、サポートスクエアなどの充実が図られている。図書館等の有効活用として、新しい機器を設置し学生の利便性の向上を図り、学生図書委員が中心となり、様々な活動も行われている。

事業報告書に記載はないがバリアフリー昇降機を3機増築するなど、施設・設備の利便性については向上している。ただ、各学科の実習施設の有効活用について確認する必要がある。

基準 2-6 学生の意見・要望への対応

評価の視点

- ①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- ②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- ③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

データ収集・管理体制の整備

学園事務局の経営企画課と連携し、教育研究・経営・財務情報等大学の諸活動に関する情報収集・蓄積が行えるよう管理体制の構築に向け準備を進めました。次年度においては、分析データを関係部署に提供できるよう推進します。

学生の学習成果等のデータを整理し活用する。

1 年次の学士課程基幹教育科目の必修科目について、クラスごとの成績分布を分析し、結果を学士課程教育センター会議に提供し、科目運営の改善に繋がるよう働きかけを行いました。

学生を対象とした調査の継続実施

a. 学生満足度調査（春・秋）の実施

2015 年度より、在学生に対し SHOIN ポータルを利用し、大学の教育内容や施設・設備等について、どのように思われているかのアンケート調査を実施しています。

2017 年度においても例年通り春期（7 月）と秋期（1 月）の 2 回実施いたしました。調査結果については、今後の改善に活かすとともに、自由記述欄の記述に対しては大学としての回答を用意し掲示しました。

b. 意識調査の実施

2014 年度より、在学生に対し学生生活についてどのように考えているかを調査し、本学の学習環境や学生サービスをより良くし、充実を図っていく材料とするために、定期的の実施しています。

2017 年度は、在学生約 2,400 名に対し実施しました。調査結果については、今後の改善に活かすとともに、自由記述欄の記述に対しては大学としての回答を用意し掲示します。

学生動態の分析（出席状況の把握）

1 年次の出席状況が 4 年間の学生生活に大きく影響を及ぼすとの認識から、1 年次の学士課程基幹教育科目の必修科目について出席状況を把握し、欠席が多くなりがちな学生の状況をラーニングサポートに情報提供を行い、アドバイザーが学生の欠席状況を早期に把握できる仕組みを構築しました。結果として退学者は減少しました。

保護者を対象とした調査の継続実施

在学生の保護者に対しアンケート調査を実施し、学園が持たれているイメージや教育活動、学生等への支援活動に対する満足度等の現状を把握することにより、今後の諸活動の改善・充実を図ることを目的として 2014 年度より毎年実施しています。

2017 年度においても例年通り 10 月に約 2,400 名の保護者に対し実施しました。調査結果については、今後の改善に活かします。

学生の成績（素点、GPA 値）、自己評価、学修状況アンケート等のデータに基づく授業内容・授業方法の点検と改善（継続）。また各種アンケートの効果的な統合・整理を含めた実施方法の見直し（新規）

学生の成績等のデータに基づく授業の点検と改善については、2017 年度具体的な検討を行っていません。

アンケートの実施方法について、「授業改善のためのアンケート」の内容の一部を「中間アンケート」にて実施、また全体の満足度や自由記述は「達成度・自己評価システム」に組み込むことで、「授業改善のためのアンケート」の内容を他アンケートに統合する提

言を行いました。今後予算措置を含めてさらに具体的な検討を継続して行います。

学生相談支援体制の充実（障害のある学生に対する支援の推進）

a. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い、障害を持つ学生及び学修上の困難を抱える学生への合理的配慮を提供できる学内連携体制を整備する。

b. 大学構成員に対する障害の理解・啓発を促進する。

大阪樟蔭女子大学「障害学生支援に関する基本方針」を定め、学内連携体制ができました。大学協議会を経て教授会にて「学修困難を抱える学生への対応マニュアル」「学修上の合理的配慮の提供に関する流れ」を教員に周知しました。2017年度秋期から運用し6名に支援をしました。

学生FD活動の実態把握と推進

本格的な学生FDの導入は実現しませんでした。学内で既に実施されている学生FDに該当するような活動の調査を行ない、実態把握に努めました。秋期FD・SD研修会にてノートテイクボランティアの学生に彼らの日頃の取組みを発表してもらい、その活動の様子を共有することができました。

【自己評価】

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用として、2015年度より学生満足度調査・2014年度より学生生活についての意識調査を実施し、調査結果を今後の改善に活かしている。特に自由記述欄に関しては、大学の回答を掲示したことは評価されて良いであろう。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用としては、「障害学生支援に関する基本方針」を定め、学生相談室、保健室、学生支援課が連携し、学内連携体制をスタートすることができた。「学修困難を抱える学生への対応マニュアル」についても教員に周知することができた。

基準3 教育課程

領域：卒業認定、教育課程、学修成果

基準3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

評価の視点

- ①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- ③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

カリキュラムマップ（カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー含む）を踏まえたシラバスの作成、及びシラバスの第三者点検の実施方法の改善（継続）

シラバス第三者点検は、改善を重ねながら、今年度3度目の点検を実施しました。点検期間を十分に確保するため、授業担当教員の理解を得ながらシラバスの記入時期を前倒しにするなど、組織的な点検の効果が上がるように工夫して実施しました。

【自己評価】

本項目においては、カリキュラムポリシーに関わる記載は多くなされているが、ディプロマポリシーそのもの、あるいはカリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの関わりに関する記載が少ない。これは本学の体制がカリキュラムポリシー寄りになっていることを反映しているのかもしれないが、3ポリシーを有機的につなげる視野、ビジョンについて、全学的に検討したうえで、ここに記載する必要がある。学生自らが進級や卒業認定について考えていくことができる制度を整えた達成度自己評価システムなど、評価に値する事項も多いので残念である。

基準3-2 教育課程及び教授方法

評価の視点

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

カリキュラムマップについては、前項を参照

学士課程基幹教育プログラムの教育内容・運営方法・履修ルールの検証と改善

学士課程基幹教育科目の中の必修科目である「アカデミック・スキルズ」「情報処理基礎」「Communicative English」「Comprehensive English」については、それぞれ授業担当者間での振り返りが実施されています。そのうち「アカデミック・スキルズ」「情報処理基礎」については各学期終了後、成績や出席状況、担当者による事後の感想などを学士

課程教育センター会議において報告し、実態を共有するようになりました。また、「Communicative English」「Comprehensive English」に基づく必修の英語に関しては、それと同様に入学時と2年終了時のプレースメントテストの結果について共有し、本学学生の実態把握に努めました。ただ、教育内容・運営方法などの具体的な改善については、それぞれの担当者に依存する割合が大きく、全体を統括すべき学士課程教育センターがどのように関わって行くかは、今後の検討課題として残りました。

なお、学士課程基幹教育プログラムに関しては、2017年度策定された大学のグランドデザイン「美 Beautiful」に関わる教育力ワーキンググループによって、2019年度実施に向けた検討が開始されたことも付記しておきます。

各教職員のFD・SD活動（マイクロレベルFD・SD）の支援

a. 公開授業の検討

授業見学については、2016年度FD・SD研修会のTipsと連動させた「おすすめ科目」を設定するなど、実施方法の見直しを継続して行なってきましたが、参加者数の低下に対しての効果的な打開策とはならず、見学数等は依然として低調です。積極的な改善策として、レポートの簡素化等、参加の敷居を低くするための新たなスタイルを検討しました。2020年度から実施予定です。

b. 「授業改善のためのアンケート」改善後の効果検証

2016年度より新たな取り組みとして「教員コメントシート」を導入しましたが、これについては利用者の意見を踏まえて廃止することにしました。今後は「中間アンケート」の活用において進める方針としています。

c. manabaや学生ポータルシステムのFDへの活用促進

「manabaに関する研修会」を教務委員会、IT推進課と共催で計2回実施しました。

【自己評価】

本項目について評価できる点として、カリキュラムの点検・改善についてカリキュラムマップの完成やマップに基づいた授業改善の体制づくりへの取り組み、シラバス第三者評価体制の継続的な改善姿勢がみられることが挙げられる。また、学士課程基幹教育プログラムの教育内容・運営方法・履修ルールの検証と改善については、学士課程教育センター会議において実施状況や実態の共有化が進められ、今後の課題検討も行われている点で評価できる。さらに、教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、授業見学・公開の実施方法の改善や中間アンケート実施とフィードバックの促進とWebシステムの活用推進が行われている点が評価できる。

このように教育システムおよび教授法改善に向けた継続した改善姿勢に評価すべき点は多いが、カリキュラムマップ・ナンバリングによって学生に「到達目標」「カリキュラム体系」を理解させる点については、現在進行中であり、今後の課題として残されている。また、学修成果を自己評価させる取り組みと、そのシステム評価と改善については、「達成度自己評価システム」が稼働しているものの、実施による効果の評価については今後の課題である。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性についての検証も課題であ

ろう。

全体として、本学での教育課程の編成と実施、および教授方法の開発や学修成果の点検やフィードバックによる大学教育改善の取組みが一つ一つ実行に移されている点で評価すべき部分は多いが、今後はさらに具体的なスケジュール設定や目標を明確化し、効果の可視化に向けた努力が必要と考えられる。

基準 3-3 学修成果の点検・評価

評価の視点

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

学生の成績（素点、GPA 値）、自己評価、学修状況アンケート等のデータに基づく授業内容・授業方法の点検と改善（継続）。また各種アンケートの効果的な統合・整理を含めた実施方法の見直し（新規）

学生の成績等のデータに基づく授業の点検と改善については、2017 年度具体的な検討を行っていません。

アンケートの実施方法について、「授業改善のためのアンケート」の内容の一部を「中間アンケート」にて実施、また全体の満足度や自由記述は「達成度・自己評価システム」に組み込むことで、「授業改善のためのアンケート」の内容を他アンケートに統合する提言を行いました。今後予算措置を含めてさらに具体的な検討を継続して行います。

「授業改善のためのアンケート」改善後の効果検証

2016 年度より新たな取組みとして「教員コメントシート」を導入しましたが、これについては利用者の意見を踏まえて廃止することにしました。今後は「中間アンケート」の活用重点をおいて進める方針としています。

【自己評価】

本学の FD・SD 活動は、その参加率等評価できる点が多いと考える。しかしながら、その記載が不十分であり、良さが十分に表現されていないのではないかと。FD・SD 活動については、効果の可視化に向けた努力が必要と考えられる。達成度自己評価システムは、一定の意義のあるシステムであると考えられるが、学内の制度としては、うまく活用されているように思えない。運用について検討すれば、本学の特徴となりうるデバイスであると評価する。そうした取組みに向けた全学的な議論とコンセンサスが必要である。

基準4 教員・職員

領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

基準項目 4-1 教学マネジメントの機能性

評価の視点

- ①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

運営体制の整備

地域連携推進担当副学長、学生支援担当副学長、学修支援担当副学長の3名体制で、学長の業務推進の補佐役として職務を果たすことができました。

【自己評価】

事業報告書に記載の内容では、それらを行った背景と結果がわからないため、学内の各部署、諸機関の役割、各役職の所管、権限、責任などについても記載する必要がある。

また、制度の見直し、再検討については、その理由を記載する必要がある。

「学長の適切なリーダーシップ」について、具体的にどのようにリーダーシップが発揮されているかの記述も必要であろう。

基準項目 4-2 教員の配置・職能開発等

評価の視点

- ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- ②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

【自己評価】

教員の配置については、具体的な問題があるはずだが、それに関わる記述も無く、問題点が見えて来ない。そのため、改善策を記述しても意味がないように思われる。

教員の職能開発についてはFD活動の実績を記載すべきであり、アンケート結果を示し、どのように改善したのか（できたのか）について示す必要がある。

基準項目 4-3 職員の研修

評価の視点

- ①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

職員に対するFD・SD活動推進の基盤作りと展開（SDサロンの開催、業務に関連する各種研修会や行事の案内、人事課への研修提供、等）

SDサロンは7月、11月、2月の計3回実施しました。参加者数は回を重ねるにつれ、増加傾向にあります。業務関連の研修会案内も随時行ないました。今年度、人事課への研修提供は叶いませんでしたが、今後実現に向けて連携が必要だと考えています。

【自己評価】

SDサロンや研修会の実績報告を記載する必要がある。

アンケートの結果を示し、どのように改善したのか（できたのか）示す必要がある。

基準項目 4-4 研究支援

評価の視点

- ①研究環境の整備と適切な運営・管理
- ②研究倫理の確立と厳正な運用
- ③研究活動への資源の配分

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

くすのき研究助成プログラムの実施・評価

a. 大学のシーズで地域の課題を解決する仕組みを構築

くすのき研究助成プログラム（地域貢献研究費）は本学専任教員の教育、又は学術・研究活動を更に充実させ、地域の課題解決等本学の地域連携・研究を促進し、その成果の地域への還元を推進・発展することを目的に、その成果に十分な見通しが得られる研究課題に対し研究費を交付します。2017年度は下記研究が行われました。

i. 申請区分：学校支援

申請者：心理学科 坂田 浩之准教授

共同研究者：心理学科 高橋 裕子教授、根本 眞弓准教授、奥田 亮准教授

研究課題：香芝市と東大阪市における不登校・別室登校をする児童・生徒に対する心理的支援—個人心理療法を導入した継続的支援—

ii. 申請区分：子育て支援

申請者：児童学科 山本 一成講師、共同研究者：児童学科 中山 美佐講師

研究課題：保育者を目指す学生が地域の子育て支援に貢献する授業開発—リフレクションを通した理論と実践の往還を軸として—

iii. 申請区分：その他

申請者：国際英語学科 杉本 香講師

研究課題：東大阪市に在住する外国人の母親に対する日本語教育と子育て支援のための教材開発

iv. 申請区分：その他

申請者：ライフプランニング学科 濱田 信吾講師

研究課題：東大阪市で展開する「子どもと食」を繋げる地域社会活動に関する基礎研究

これら研究成果は本学研究紀要への投稿及び各種学会での報告等を行い、広く公開します。

科研、学内公募等の申請者数と選択数、紀要の発刊、教職研究の発刊

若手・女性研究者支援、研修制度、研究の国際化推進等（利用の有無）

2017年度は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から講師を派遣していただき、9月28日に研究倫理教育研修会を実施しました。

2015年度より毎年受講者の理解度向上を目指し、企画運営しています。

競争的資金獲得に向けたプログラム・事業の企画及び実施

①科学研究費について学内研修会の企画・実施

②コンプライアンス教育研修会の企画・実施

2017年度は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から講師を派遣していただき、9月28日に研究倫理教育研修会を実施しました。

2015年度より毎年受講者の理解度向上を目指し、企画運営しています。

【自己評価】

図書館蔵書数、個人研究費など、研究環境についての基礎的な情報が不足のため評価ができない。

過去の研究倫理研修会については、過去の内容及びアンケートの結果を記載する必要がある。

また、研究活動への資源の配分について、科研費、学内の研究助成の実績を記載すべきと考える。

基準5 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

基準5-1 経営の規律と誠実性

評価の視点

- ①経営の規律と誠実性の維持
- ②使命・目的の実現への継続的努力
- ③環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

【自己評価】

具体的な内容が記載されていないため、評価不能である。なお、今後記載にあたっては、次の点に留意し記載すべきである。

- ①大学の設置、運営、組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営を行っているか。
- ②使命・目的を実現させるために継続的な努力をしているか。
- ③学内外に対する危機管理体制を整備し、かつ適切に機能しているか。
- ④環境や人権について配慮しているか。

具体的な記載例としては、以下のようになろう。

「学校法人樟蔭学園寄附行為」の法人の目的に、建学の精神である「高い知性と豊かな情操を兼ね備えた社会に貢献できる女性の育成をめざす」について定め、この目的に従い、学校教育法等の法令を遵守しつつ、管理運営体制や規則等を整備することで、経営の規律と誠実性を維持している。

毎月開催される理事会、経営戦略本部会議等により、法人の経営、事業計画を継続的に審議・遂行している。更に、本年度は、平成25年より進めていた「樟蔭学園創立100周年」事業の完成年度を迎え、100周年記念式典を遂行するなど、使命・目的の実現に向けて努力を行っている。また、環境保全、安全への配慮は、衛生委員会を定期開催するなど体制を整備しており、人権への配慮は人権委員会の設置やハラスメント研修の実施により確保されている他、公益通報に関する規則や利益相反に関する規則等を定め、社会的信頼の維持や公正な業務運営に努めている。

基準5-2 理事会の機能

評価の視点

- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

【自己評価】

具体的な内容が記載されていないため、評価不能である。なお、今後記載にあたっては、次の点に留意し記載すべきである。

- ①理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。

②使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

③理事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

具体的な記載例としては、以下のようになろう。

学校法人の使命・目的達成に向けて、理事会は最高意思決定機関として寄附行為に定められており、関係規則等が整備され、理事・監事の選任や理事会の開催が適切に行われている。理事会は月1回定例開催しており、各理事の負担職務を内規に定め、業務執行体制を明確かつ強固にしている。

また、理事会のもとに経営戦略本部を設置し、法人運営について、迅速化、円滑化を図り、戦略的意思決定ができる体制が整備され、適切に機能している。

基準 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

評価の視点

①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

学内事務組織の変更

学園事務局において、2017年度より、大学における企画運営の体制強化のため、大学事務課を解消し、企画部企画課を設置、国際交流の体制強化のために、学生支援課の業務から切り離し、国際交流室を設置しました。また、2018年度に向けて、100周年記念事業の完了に伴う事務組織の見直しを検討しました。

【自己評価】

記載内容がこの基準項目には一致していないため、評価不能である。なお、今後記載にあたっては、次の点に留意し記載すべきである。

①大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

②学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。

③教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

④法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

⑤監事、評議員会が適切に機能しているか。

具体的な記載例としては、以下のようになろう。

学則や規則等により、意思決定機関の権限と責任が明確になっている。

理事長は法人運営に係る重要会議の議長を務めるなど、適切なリーダーシップを発揮する一方で、事務部門においては、学園事務局長主催の部長職ミーティングを毎週行ない、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備するなど、ボトムアップ機能の強化にも力を入れている。

学長は、意思決定をするに当たって、教授会を除く各会議（学長室会議、部館長会、大学協議会）の議長として中心的な役割を果たし、教学とともに業務遂行の責任者としてリ

ーダシップを十分に発揮している。

学長室会議は、学長が中心に、大学全体の運営並びに中長期計画の策定等主要テーマについて、副学長や大学事務局長とともに議論するなど、学長を補佐する体制として整備されている。

部館長会は大学協議会の運営及び調整を行い、大学協議会は、教授会の運営及び調整を行い、教授会の意見を聞く必要な事項を定めるなど、意思決定の流れが確立されている。

学長室会議、部館長会、大学協議会において、法人から学園事務局長や経営戦略室長、総務部長等が参画し、法人・大学間で意思決定に係るコミュニケーションが取れており、相互のチェック機能も果たしている。

また、法人全体の主要メンバーで構成されている経営戦略本部会議において、法人の経営戦略の企画・立案を行ない経営改革を推進すると共に、本法人の中・長期計画を策定し、その具体的推進の統括を行なうなど、各学校間で意思疎通に漏れがないよう努めている。

理事会、評議員会は円滑に機能している。監事の選任は問題なく行われており、理事会への出席状況も良好である。また評議員の選任は、寄附行為にのっとり適切に選任されている。

基準 5-4 財務基盤と収支

評価の視点

- ①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- ②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとし、学校法人の適切な経営判断に一層資するものとするという考え方から、学校法人会計基準が 2015 年（平成 27 年）4 月より改正されました。

○学校法人の決算書は「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の 3 つの財務諸表で構成されていますが、その内の消費収支計算書が、「事業活動収支計算書」に変更されました。

また、資金収支計算書及び貸借対照表については、若干の科目の変更がされ、新たに「活動区分資金収支計算書」を作成することとなりました。

○「資金収支計算書」は、当該会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日）の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにします。

○「活動区分資金収支計算書」は、資金収支計算書の決算額を、3 つの活動（教育活動・施設整備等活動・その他の活動）ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにします。教育活動による資金収支により、キャッシュベースでの本業である教育活動の収支状況を見ることができ、施設整備等活動による資金収支により、当該年度に施設設備の投資が行われたか、その財源はどうであったかを見ることができます。その他の活動による資金収支では、借入金の収支・資金運用の状況等主に財務活動を見ることができます。

○「事業活動収支計算書」は、当該会計年度の活動（教育活動・教育活動外・特別）に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入後の均衡の状態を明らかにします。また、基本金組入後の収支状況に加えて、基本金組入前の収支状況も表示します。

事業活動収入は、従前の帰属収入に相当し、学校法人に帰属する負債とならない収入をいい、事業活動支出は、従前の消費支出に相当し、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価等になります。

事業活動収支において、経常的な収支バランスを表す「教育活動収支」と「教育活動外収支」、臨時的な収支バランスを表す「特別収支」を設定しており、当年度の収支バランスの改善又は悪化の原因が経常的なものか、その年度限りの臨時的な要素によるものか判断できます。

事業活動収入から事業活動支出を控除した額「基本金組入前当年度収支差額（従来の帰属収支差額）」から、固定資産を取得するための支出や積立金等で構成される基本金組入額を控除して、当該会計年度の収支の均衡状態を「当年度収支差額」で表します。

○「貸借対照表」は、学校法人の資産・負債・純財産（正味財産）を把握し、財政状態を明らかにした、長期的な運営の方向性を定めるための財務諸表です。資金収支計算書と事業活動収支計算書が単年度ごとの状況を表す一方、貸借対照表は、今までの学校法人の活動を行ってきた積み重ねの結果を表します。企業会計と同じく、借方に資産、貸方に負債・純資産 50 を計上し、企業会計の貸借対照表と構造は似ています。

○学校法人の収支状況を見るには、事業活動収支計算書の「基本金組入前当年度収支差額」に注目します。

この収支差額とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いたもので、企業会計でいう収益から費用を差し引いた利益に相当するものであります。

しかし、学校法人は一般の企業に比べ極めて公共性が高く、安定した経営を維持して行く必要があるため、この利益は利潤ではなく、学校の施設設備等の取得財源や借入金の返済財源となるものです。つまり、基本金組入前当年度収支差額によって、当該年度の施設設備等の充実、借入金返済、将来の施設設備の更新等のための引当特定資産等の充実が行われることとなります。

そして、学校法人会計基準は、その財源（学校法人を継続的に維持すべき財源）に充当すべき額を基本金とし、事業活動支出に充てる前の事業活動収入のうちから控除して組入れる（確保する）こととなっています。

○基本金組入前当年度収支差額がプラスの場合は、当該年度において自己資金が確保されていることを表し、マイナスの場合は、事業活動収入で事業活動支出を賄えない状態であり、基本的には過年度において蓄積された自己資金を食い潰すか、借金をしない限り経営が成り立たないことを示しています。

ただ、収支状況は単年度のみを見るだけでは判断出来ませんので、過去数年間の傾向や今後の収支の予測を考慮する必要があります。

○一般の企業の経営が利益追求を目的としているのに対して、学校法人の経営は長期安定的に教育・研究活動を継続することに主眼がおかれています。学校法人の財務諸表は、学校が、教育・研究活動の質的向上を図りながら、いかに安定的な余裕資金を維持し、資産

を形成しているかという視点で見ることが重要であります。

【自己評価】

記載内容が細かく箇条書きになっているため、簡潔な文章でまとめる必要がある。なお今後記載にあたっては、次の点に留意し記載すべきである。

- ①財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。
- ②使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。
- ③使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金導入の努力を行っているか。

具体的な記載例としては、以下のようになろう。

平成 27(2015)年度に「第Ⅱ期中長期計画」を策定して以降、生徒数や財務指標の数値目標を掲げ、メリハリのある予算編成の確保、人件費削減（退職者不補充や手当見直し等）等の経費削減を図っている。特に本年度の財務シュミレーションの結果を受けて、中長期施設設備計画の見直しを図るなど、財務改善の努力をしている。

また、「樟蔭学園創立 100 周年」事業を契機に寄附金増収や、法人が設立した出資会社からの寄附による収入増を試み、科学研究費助成事業をはじめとする外部補金への申請を積極的に行い、獲得件数が増加するなど外部資金獲得等にも取り組んでいる。

基準 5-5 会計

評価の視点

- ①会計処理の適正な実施
- ②会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

【自己評価】

具体的な内容が記載されていないため、評価不能である。なお、今後記載にあたっては、次の点に留意し記載すべきである。

- ①学校法人会計基準や経理規程などに基づく会計処理を適切に実施しているか。
- ②予算との乖離がある科目について補正予算を編成しているか。
- ③会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

具体的な記載例としては、以下のようになろう。

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人樟蔭学園経理規程」等に基づく会計処理が適正に実施されている。また、予算については当初予算の後、学生生徒数・教職員数確定時（5 月）及び年度末の 2 回、補正予算を編成し、理事会・評議員会の審議を経ている。

会計監査については、公認会計士（独立監査法人）と監事による監査を厳正に実施している。また、今後の改善・向上方策として、公認会計士及び監事との連絡をより密にし、会計監査の円滑化を図ることが検討されている。

基準6 内部質保証

領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

基準6-1 内部質保証の組織体制

評価の視点

①内部質保証のための組織の整備、責任

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

自己点検・評価活動の体制の見直し

a. 自己点検・評価委員会の位置づけの確認

自己点検・評価委員会において、これまでのように自己点検報告書をまとめる作業のみを中心にするのではなく、自己点検評価項目について、学園の中・長期計画及び事業計画、IRの調査等、学内の様々な形で点検項目とリンクさせることで、PDCA サイクルを円滑に回し、新基準に基づき、質の保証を担保していく方向で検討しました。

b. 大学機関別認証評価を受けての改善点と中間評価の実施

c. 継続的データの収集

日本高等教育評価機構のデータ編に則り、継続的にデータの収集を行うことができました。

【自己評価】

自己点検・評価委員会の体制見直しがなされたことについて記載されている。ただ、同委員会は、これまで自己点検・評価報告書の作成ということを第一義の目的として活動してきた組織であり、そうした位置づけの組織が、大学全体の内部質保証に責任を持って取り組むことは権限的にみても困難であると判断される。

今後は、同委員会の位置づけの見直しと同時に、大学として内部質保証のための如何なる組織・体制を整備すべきかについて早急に検討を開始する必要があるだろう。関連して、教学IR委員会が発足し、各種データの蓄積ならびに分析が開始されたことは、それに向けた第一歩として評価して良いであろう。

基準6-2 内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

データ収集・管理体制の整備

学園事務局の経営企画課と連携し、教育研究・経営・財務情報等大学の諸活動に関する情報収集・蓄積が行えるよう管理体制の構築に向け準備を進めました。次年度においては、分析データを関係部署に提供できるよう推進します。

各種データを有機的に連結し、さまざま場面で活用していく。

部署ごとに蓄積されているデータについて、有機的に結合するためのデータ統合システムを導入し、分析の元データの蓄積を行い、今後の各種分析の準備を進めました。次年度においては、分析データを関係部署に提供できるよう推進します。

【自己評価】

具体的な自己点検・評価作業が実施されておらず、評価不能である。

先の項目でも指摘したが、事業報告書の指摘にもある通り、今後は、自己点検・評価報告書の作成に拘束されない、自主的・自律的な自己点検・評価の継続的な実施を目指す必要がある。

ただそうした中で、繰り返しとなるが、教学 IR 委員会の発足により、各種データの蓄積ならびに分析が開始されたことは、自己点検・評価作業実施に際して基礎となる部分の整備が開始されたという意味で評価されよう。今後は、同委員会が収集したデータとその分析結果の活用とその共有が図られるよう、取組みを強化して行くべきであろう。

基準 6-3 内部質保証の機能性

評価の視点

- ①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

【自己評価】

記述が無いため評価不能である。

残念ながら本学には、評価の視点①「内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」にある、学部、学科、研究科毎の内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが明確には存在していない。もちろん、学科や研究科毎に毎年 3 ポリシーやカリキュラムの見直しを行っている。したがって今後は、そうした取組みを大学の中に位置づけ、PDCA サイクルが機能するよう整備を進めて行く必要がある。なおその際、他の 2 学部とは異なり、複数の学科から構成される学芸学部については、学部単位の内部質保証のための取組みがこれまでなされておらず、早急にそのための仕組みを整備せねばならないであろう。

独自基準設定と自己点検・評価

独自基準1 地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能を強化する

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能を強化する

- ア. 地域志向教育プログラムによる学生の育成
- イ. 地域課題の解決をテーマとした研究の推進
- ウ. 学生課外活動及びボランティア活動等を通じた地域連携の強化

【自己評価】

地域コミュニティの中核的存在として、くすのき地域協創センターと大学図書館が一定の役割を果たしたことを評価する。

くすのき地域協創センターでは、地域志向教育プログラムによる学生の育成、地域課題の解決をテーマとした研究の推進を行うとともに、学生課外活動及びボランティア活動等を通じた地域連携の強化にも取り組んだ。

図書館は、大阪府立中央図書館や伊丹市などと連携して、展示や見学ツアー等の企画を実施した他、田辺聖子文学館の活動促進と活用に努めた。文学館は開館10周年に当たることから、記念事業として企画展、並びに講演会を実施した。また、田辺聖子ジュニア文学賞も10周年を迎えた。これらの報道等を通して本学の存在を広く周知することができた。

今後は、キャンパス統合後の課題として、地元・東大阪市とのさらなる連携強化が求められる。

独自基準2 大学後援会との一層の協力

【事実の説明（事業報告書より抜粋）】

大学後援会との一層の協力

- ア. 情操教育への参画等
- イ. 修学支援への支援

【自己評価】

大学後援会との一層の協力のもとに情操教育や修学・学生支援をはじめ、キャリア活動、キャンパス環境改善などの支援を行うことができた。

新たな取組みとしては、1年次の保護者を対象とした「保護者向け教育懇談会」を開催した。次年度以降は2年次以上の学年でも実施していくべきであろう。